

分譲マンション長期修繕計画作成等費用助成

区内の分譲マンションの管理組合が長期修繕計画作成または見直しに係る費用の一部を助成することにより、分譲マンションの管理不全を防止し、適正な維持管理の推進を図る制度です。

対象者

次に掲げる要件のすべてを満たす、建築後5年以上が経過した区内分譲マンションの管理組合が対象です。

- ・ 管理規約が整備されていること
- ・ 管理組合の集会において、「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」に沿った長期修繕計画の作成または見直しをすること及びその経費について決議がなされていること。
- ・ 長期修繕計画を作成していないことまたは既存の長期修繕計画がある場合は、次のいずれか1つ以上に該当すること。
 - ① 計画期間が30年未満であることまたは申請の時から計画期間の終期までに実施を予定している大規模修繕工事が1回以下であること。
 - ② 修繕積立金の額について、判定式に該当していること。（判定式は区ホームページに掲載しています。）
- ・ 本要綱による助成を活用して新たに作成または見直しを行う長期修繕計画の計画期間が、30年以上で、かつ大規模修繕工事が2回含まれる期間以上になること。
- ・ 「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」で規定する要届出マンションの場合は届出が完了していること
- ・ 過去10年以内に本制度による助成を受けていないこと

助成対象となる経費

長期修繕計画の作成または見直しに係る費用です。店舗等が併存するマンションについては、住宅部分に係る計画を助成対象とします。

（注）既に契約をしたものまたは既に作成や見直しを実施したものは申請できません。

助成金額

助成対象となる経費（消費税を除く）の2分の1（千円未満は切り捨て）とし、20万円を限度とします。

その他

- ・ 完了報告の締め切りは令和9年2月末日です。
- ・ 令和8年11月以降に申請される場合は、事業スケジュールの都合により受付できない場合がございます。スケジュールに余裕をもってご申請ください。

助成の流れ

1. 事前相談

助成対象の要件に当てはまるか、完了報告の締め切りに間に合うかなどを申請前に窓口または電話にて必ずご相談ください。

2. 申請

長期修繕計画の作成または見直しを開始する1か月前までに助成金の申請をしてください。

・提出書類

- ① 分譲マンション長期修繕計画作成等費用助成申請書
- ② 管理規約の写し
- ③ 計画作成または見直しの決議に係る集会の議事録の写し
- ④ 見積書の写し
- ⑤ 既存の長期修繕計画がある場合は、その写し
- ⑥ 現在の理事長が確認できる書類 例・・・理事長選任の決議に係る集会の議事録の写し
- ⑦ その他区長が必要と認める書類

3. 審査結果の通知

区が審査後、助成対象の適否について書類でお知らせします。

4. 実施

助成対象の決定後に契約を行い、計画の作成又は見直しを開始してください。

5. 完了報告書提出（2月末日まで）

区に下記書類を提出してください。区は、助成金額を決定後、書類でお知らせいたします。

・提出書類

- ① 分譲マンション長期修繕計画作成等完了報告書
- ② 作成または見直し後の長期修繕計画の写し
- ③ 計画作成または見直しに係る委託契約書の写し
- ④ 計画作成または見直しに要した費用の領収書

6. 助成金の請求

交付決定通知を受けた後、助成金請求書兼口座振替依頼書を提出してください。指定された振込先へ助成金を振り込みます。

【お問い合わせ・申請先】

渋谷区住宅政策課 住環境整備係（渋谷区役所 12 階）

電話 03-3463-3548（直通）



本助成の HP はこちら



その他住宅に関する制度はこちらから